

クラブ会則

本クラブにおける会員の権利、責任は以下の会則に定めます。会員の権利責任は、事前に会員に告知し、本クラブが変更改正するものとします。会員は本クラブの会則を遵守し、会則の改正及び変更に対して、異議の申し立て、権利の主張、その他一切請求しないものとします。

第1章 総則

第1条 名称

本クラブは「ジ・アンタnte フィットネスクラブ」(以下「本クラブ」と呼ぶ)と称します。

第2条 所在地

神戸市東灘区向洋町中 5-15 ジ・アンタnte 4F

第3条 運営・管理

本クラブの施設は、(株)プランナーズインターナショナルが運営・管理を行います。

第4条 目的

本クラブは、会員が各種活動を通じて種々の国籍の人々と交流し、親睦をはかると共に、心身の健康維持を努めることを目的とします。

第5条 活動

本クラブの目的に従い、健康管理のサポート及び各種レッスン、又、各種イベントやレクリエーション活動を提供します。

第6条 会員情報の利用

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等の情報、入会時に本クラブが撮影をした顔写真及び本クラブの利用状況等(以下「会員情報」と呼ぶ)について、運営・管理者が本クラブの運営業務のために利用することに同意するものとします。

本クラブは、運営・管理者が会員情報の利用にあたり、個人情報保護方針を別途定めるものとします。

第2章 会員資格

第1条 会員資格条件

本クラブの会員は次の各号の全てに該当する方とします。

- (1) 本クラブの趣旨に賛同し、本会則を遵守する方
- (2) 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方
- (3) 反社会的団体(暴力団、過激行動団体など)に属し、又は関与していない方
- (4) 本クラブの入会審査を受け、承認をとり得た方
- (5) 満 18 歳以上の方

第2条 会員の種類

- (1) 入居者個人会員

アンタnte入居者の個人を対象とし、1名記名式とします。

- (2) 入居者家族会員

入居者個人会員の配偶者又は一親等以内を対象とし、1名毎の記名式とします。

- (3) 個人会員

アンタnte以外に在住の個人を対象とし、1名記名式とします。

- (4) 家族会員

個人会員の配偶者又は一親等以内を対象とし、1名毎の記名式とします。

- (5) 法人会員

法人を対象とし、その法人が登録する代表者1名につき最大10名迄(代表者含む)の記名式とします。

第3条 入会

本クラブに入会を希望される方は本クラブ所定の入会申込手続きを行い、本クラブの承認を得ると共に本クラブの定める会費を納入するものとします。

1. 本クラブは入会審査にあたり、入会申込書に記載された事項を確認し調査することがあります。
2. 本クラブはその自由な裁量により入会申込を承認しない場合があり、その理由を示す必要はないものとします。

第4条 入会手続き

1. 入会を希望される方は、入会に必要な本クラブ所定の用紙に必要な事項を記入し、本クラブへ提出するものとする。
2. 本クラブより入会の為のオリエンテーションを行います。本クラブの会則等を説明します。
3. 入会申し込みに必要な写真は入会オリエンテーション時に撮影します。
4. 初回請求として、入会金・月会費・事務手数料を請求します。
(入会月の月会費は入会日よりその月の末日までの日割り計算とします。)

第5条 休会

1. 会員の長期出張、留学及び傷病等の事情により、6ヶ月以上12ヶ月までの間で本クラブを利用できない場合、休会届を提出することにより休会することができます。尚、いかなる場合にも休会期間を延長することはできません。休会届けは休会開始月の前々月末までに提出し、未納金の精算をするものとします。
2. 会費は、休会開始日より免除されます。休会期間中は休会ゲストとして施設を利用することができます。料金は別途定めます。
3. 主たる個人会員が休会期間中、その家族会員は個人会員の会費を支払うものとします。
4. 復帰する場合は、速やかに本クラブに復帰届を提出するものとします。
(復帰開始月の会費は復帰日より日割りとし、会費を請求します。)
5. 復帰に際して、本クラブは改めて、入会審査と同様の審査を行います。
6. 休会期間が連続して12か月を超え、復帰届の提出がない場合は自動退会となります。

第6条 退会

1. 会員は本クラブを退会する場合、退会届を退会月の前々月末までに提出し、未納金を精算するものとします。
2. 退会后、会員カードを停止します。会員カードは本クラブに返却するか各自で処分となります。

第7条 会員資格の停止・除名

本クラブは、会員が次の各号に該当すると判断した場合、会員資格の一時停止又は除名をすることができます。

- (1) 本クラブが定める指定期日に会費の支払が確認できず、期限を定めた催告にも応じない場合
この場合、催告の期限を徒過した時点で、直ちに会員資格を一時停止とします。その後、未払いが解消されないまま3ヶ月を経過したときは自動的に除名とします。
- (2) 会費等の滞納を繰り返した場合
- (3) 本クラブの施設を故意に破損した場合
- (4) 第1条の資格要件を偽り、又は資格要件を欠くに至った場合など本会則、又はその他本クラブの定める規則の違反があった場合
- (5) 本クラブの名誉、信用を傷つけ、秩序を乱した場合
- (6) 会員としての品位を損なう行為のあった場合
- (7) 本クラブ運営会社を侮辱し、或いは、本クラブ従業員に対してのセクシュアルハラスメント又はカスタマーハラスメントとされる行為があったとき

第8条 会員資格の喪失

1. 会員は次の場合、その資格を失います。会員資格を喪失した場合、直ちに未納金を精算するものとします。
 - (1) 退会の場合
 - (2) 除名の場合
 - (3) 死亡の場合
 - (4) 法人の解散の場合
2. 未納金の清算において、会員に前払い会費、過払い金等があるとき、その他当クラブに対する返還請求等の債権を有する場合には、当クラブの判断により未納金と相殺します。当クラブからの返金がある場合において、会員の死亡、法人の解散の場合には、予め返金先が届出られている場合にはその返金先へ、届出がない場合には相続人又は清算人であることを証明した者の指定する先へ返金するものとします。

第9条 会員資格の登録変更

1. 家族会員は、その主たる個人会員が会員資格を喪失した場合、自動的に会員資格を失います。
2. 家族会員は、第2章第8条第1号、第3号のみ、個人会員に会員種別を変更し継続することができます。
3. 法人の解散は、いかなる場合でも会員資格の継承はできません。

第10条 その他

1. 会員は、入会申込書記載事項に変更があった場合、速やかに本クラブに届け出るものとします。
2. 会員カード

本クラブは入会金及び初回月会費の入金が確認された後、会員カードを発行いたします。但し、入居者会員の会員カードは、アンタテカードと兼用となります。記名された方以外は使用することができません。会員カードは譲渡、質入れ等することができません。会員は会員カードを紛失した場合、直ちに所定の手続きを行い、本クラブに再発行の申請をするものとします。尚、再発行につきましては実費となります。会員カードはクラブフロント又はクラブスタッフに求められた場合、必ず提示しなければなりません。

第3章 会費支払い義務

第1条 会費

料金は別途定めます。

第2条 入会金

1. アンタテ入居者以外の個人会員及び法人会員は、初回請求時に入会金を支払うものとします。
2. 支払い済みの入会金は、いかなる場合においても返還しません。

第3条 月会費

1. 月会費は全ての施設の利用を含みます。但し、有料施設については利用料を別途定めます。
2. 月会費は前払いとし、1日より末日までを1ヶ月とします。
3. いかなる場合においても月会費は減額、返還いたしません。

第4条 施設利用料等

1. 各有料施設、各レッスン・スクール及びレンタル用品は別途料金を定めます。
2. 月会費以外の施設利用料等は会員カードの提示により掛売として支払いできます。
3. 施設利用料等の月締め期間は、請求月の前月1日より末日までとします。
4. 各有料施設、各レッスンのキャンセル及び利用時間の変更は、利用日の前日午後8時までで連絡がない場合、予約時間の全額がキャンセル料として請求されます。尚、キャンセル料は予約者

に請求されます。

5. 利用日の前日が休日の場合、メールか FAX、または留守番電話にてキャンセルを受け付けています。
6. 各有料施設、各レッスンのキャンセル料は、現金もしくは掛売にてクラブフロントで指定期日迄に支払うものとします。指定期日迄に支払いの確認ができなかった場合、翌月請求額にそのキャンセル料を含むものとします。

第5条 請求書

支払期日はご請求方法等により異なり、毎月25日又は毎月27日前後とします。お送りする請求書等にて告知されますので、毎月ご確認をお願いします。指定の支払期日までにお支払いがなければ滞納となります。

第6条 支払方法

月会費及び施設利用料等の支払方法は以下となります。

- (1) 現金
- (2) 本クラブ指定の銀行口座振込み
- (3) 口座振替

第7条 滞納

1. 指定期日迄に支払いが確認できなかった場合、指定期日より10日以内にクラブフロントにて現金、又は本クラブ指定の銀行口座に振込にて支払うものとします。
2. 10日以内に支払いが確認できなかった場合、本クラブは、その会員の会員資格の一時停止、又は除名することができます。

第8条 会員の諸費用負担

下記の費用は会員負担とします。

- (1) 会費等の本クラブへの支払に際し発生した銀行振込手数料
- (2) 会員カード再発行による実費、手数料

第4章 責任事項

第1条 会員の責任範囲

会員は自己の責任と危険負担において本クラブの施設を利用するものとします。

第2条 免責

- (1) 本クラブは会員等の本クラブの施設利用に際して生じた傷害、盗難等の人的、物的事故につきましては一切関与せず、責任を負いません。
- (2) 本クラブは会員同士の間に生じた係争やトラブルは一切関与せず、責任を負いません。

第3条 賠償

会員は、本クラブの利用に際し、自己の責に帰すべき事由により本クラブ又は第三者に対して損害を与えた場合は、すみやかに賠償責任を負うものとします。

第5章 ゲスト

第1条 ゲストの施設利用

会員は以下の基準においてゲストに施設を利用させることができます。但し、会員1名につき1日3名までとします。

- (1) 会員はゲストに本クラブのルールを遵守させるものとします。
- (2) 会員はゲストの本クラブ内における行為、及び本クラブに対する支払等の全てについて、一切の責任を負うものとします。

(3) ゲストは17歳以下の子供を同伴できません。

(4) 満18歳以上に限ります。

第2条 同伴ゲスト

1. 同伴ゲストは会員と同伴する場合に限り、本クラブ施設を利用することができます。
2. 同伴ゲストは必ずクラブフロントで記名するものとします。
3. 会員は同一同伴ゲストを月2回まで来館させることができます。
4. 同伴ゲストの利用料金は別途定めます。

第3条 短期家族ゲスト

1. 海外に居住しており、会員宅に旅行等で滞在する18歳以上の会員の親族又はその配偶者を「短期家族ゲスト」とし、最大60日間の範囲で会員の同伴なしで本クラブ施設を利用できる特典が与えられます。尚、いかなる場合にも登録期間が延長されることはありません。又、再登録は、前回登録終了日より数えて3ヶ月以降より申請することができます。
2. 短期家族ゲスト料金は、(1)月額で支払う場合、(2)来館毎に支払う場合があります。料金は別途定めます。

《申込方法》

(1) 月額払い

- ① 会員はゲスト同伴の上、クラブフロントでゲスト登録の手続きを行います。本人確認書類を提示の上、申込用紙、ヘルスアンケートをクラブフロントに提出し、月額利用料を現金で支払うものとします。
- ② 申込用紙には会員の署名が必要です。申込用紙はクラブマネージャーによって承認されます。
- ③ 写真付きの短期家族ゲストカードが発行されます。このカードは来館時クラブフロントで提示します。この資格は短期家族ゲストカードが発行された日より有効となります。

(2) 来館毎の支払い

- ① 会員はゲスト同伴の上、クラブフロントでゲスト登録の手続きを行います。本人確認書類を提示の上、申込用紙を提出するものとします。
- ② 申込用紙には会員の署名が必要です。申込用紙はクラブマネージャーによって承認されます。
- ③ 来館毎の支払いの場合、利用は月2回までとなります。利用料はチェックイン時に現金で支払うものとします。

第6章 子供施設利用

会員の子供(17歳以下)に限り、下記の基準において本クラブを利用できます。尚、利用する場合は子供施設利用登録書に必要事項を記入し、クラブフロントに提出するものとします。

第1条 17歳以下

1. 17歳以下の会員の子供は(以下「子供」とする)は本クラブが定める時間内において、会員と同伴の場合に限り、本クラブの施設を利用することができます。
2. 子供はプール、スカッシュコート、テニスコート、ゴルフレンジを保護者の管理・責任の元で利用することができます。各施設利用のルールは別途定めます。
(注意:特にプールエリアの安全確保は、保護者が責任をもって管理してください。)
3. 12歳から17歳の子供は会員の申し出により、キッズカードを取得し、会員の同伴なしで指定された施設を利用できる特典が与えられます。この場合、本クラブが定めたオリエンテーション及び基準テストに合格しなければなりません。基準テストは別途定めます。

第2条 ジュニアメンバー

1. 16歳、17歳の子供はジュニアメンバーの申請をすることにより、本クラブが定める時間内において全ての施設を会員と同様に利用することができます。
2. ジュニアメンバーの施設利用料は別途定めます。
3. ジュニアメンバーは、18歳の誕生日を迎えた時点でその資格が失われます。正会員への移行はフロントで申請することにより変更ができます。詳細は別途定めます。
4. ジュニアメンバーを希望しない子供は、第6章第1条の規定を適用するものとします。

第7章 その他

第1条 禁止事項

1. 従業員への金品の贈与を禁止します。
2. 施設内での選挙活動、宗教活動及び営利を目的とした営業活動を禁止します。
3. 施設内での賭事を禁止します。
4. 館内及び本クラブが指定する場所以外での喫煙は禁止します。
5. 飲酒後の本クラブ利用は禁止します。
6. 館内へのペットの持ち込みは禁止します。
7. 館内での無断撮影、録音は禁止とします。

第2条 施設の廃止・利用制限

天災、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合、本クラブは施設の全部又は一部を廃止、あるいはその利用を制限することができます。

第3条 運営介入の禁止

会員は、いかなる場合においても本クラブの運営、経営又は人事に介入することはできません。

第4条 休館日

1. 本クラブは夏期及び年末年始に休館日を設けることがあります。曜日、期間等は別途告知します。
2. 施設の点検・補修及び改造等施設の管理・運営上やむを得ない場合は、必要最小限の範囲で臨時に休館日を設けることがあります。臨時休館日は別途告知します。

第5条 その他

1. 会員は本クラブの営業時間内において全ての施設を利用できます。尚、会員はここに記載する会則を遵守するものとします。
2. 入会金、月会費及び会則は本クラブによって改正及び変更することがあります。
3. 本クラブにおけるいかなる変更も、前もって書面にて会員に告知されます。
4. 会員は会則の追加変更があった場合は、それに従うものとします。
5. 妊婦の利用は本クラブが指定する同意書を提出すると共に、医師の診断書が必要です。同意書ならびに診断書の提出がない場合は施設を利用できません。
6. これらの会則に記載されていない事柄は、クラブマネージャーに問い合わせください。

